

答申第906号

令和2年10月26日



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年10月19日付け神戸家第3882号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関する)

- 1 本市からひとり親世帯臨時特別給付金を支給された世帯を対象に、さらなる経済的支援を実施するため、こども家庭局家庭支援課が保有するひとり親世帯臨時特別給付金支給実績情報及び児童扶養手当受給世帯情報をを利用して、給付金の支給を行うことは、正確、迅速な支給が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申906

【ひとり親世帯臨時特別給付金支給実績情報】

行政区

福祉個人番号

住基個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

郵便番号

住所

証書番号

申請区分

支給対象児童数

支給額

【児童扶養手当受給世帯情報】

○受給者に関する情報

証書番号

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

郵便番号

住所・方書

○振込口座情報

口座名義人

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

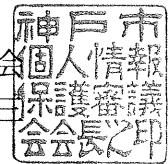
答申第907号

令和2年10月26日

字

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年10月26日付け神行住第1467号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 本市からひとり親世帯臨時特別給付金を支給された世帯を対象に、さらなる経済的支援を実施するため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用して、給付金の支給などを行うことは、正確、迅速な支給が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申907

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

漢字氏名

漢字氏名カナ

AL氏名

AL氏名カナ

通称名

通称名カナ

郵便番号

住所・方書